

平成 26 年 4 月

第 2 次

泉大津市経営指針

泉大津市

# 目次

第1章 策定にあたって .....	1
第2章 泉大津市経営指針の取組と成果.....	2
4 指標における実績.....	2
3つの視点における実績 .....	7
第3章 第2次泉大津市経営指針について .....	13
理念・目標.....	13
行財政改革における3つの視点.....	14
歳出の抑制 .....	14
歳入の確保 .....	16
行政運営の改革・職員の意識改革 .....	17
財政状況について .....	19
収支見通し .....	19
財政状況の推移.....	27
参考資料・用語説明.....	30

# 第1章 策定にあたって

## 基本的な考え方

少子高齢化の進行とそれに伴う生産年齢人口の減少により、社会保障費が増加する一方で、税収の伸びは見込み難い現状の中、本市においては、効率的な行財政運営のもと、地方財政健全化法の4指標の目標値をクリアしつつ、行政サービスの質の向上をめざす必要があります。そのため、「泉大津市経営指針」の成果等を総括し、「第2次泉大津市経営指針」を策定するものです。

現在の本市の財政状況は、危機的な状況を脱したとはいえ、決して楽観視できるものではありません。しかし、平成24年度一般会計の決算が9年連続で実質収支黒字となったこと、「いずみおおつ再生・未来プラン」における取組が一定達成したこと等を受け、歳出抑制の視点を堅持しつつも、今後は、行政サービスの質の向上への転換をめざす時期に来ていると考えます。

第2次泉大津市経営指針は、泉大津市経営指針の総括とともに、平成26年度から5年間の収支見通しに基づき、2年間の取組を示すものとし、特に重点的に取り組む点として、以下の3つの視点を持つこととします。

- (1) 歳出の抑制
- (2) 歳入の確保
- (3) 行政運営の改革・職員の意識改革

なお、「(3) 行政運営の改革・職員の意識改革」については、成果重視の事業運営、人材の育成、市民協働の推進などをその内容とし、行政サービスの質の向上への転換を図る観点から、重要視するものです。

## 期間

平成26年度から平成27年度の2年間  
(収支見通しは5年間)

## 第2章 泉大津市経営指針の取組と成果

### 4 指標における実績

平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間を期間とし、地方財政健全化法の 4 指標について基準値以内の目標を設定し、行財政改革に取り組んできました。

平成 24 年度決算において 4 指標の数値はすべての目標を達成。

#### 【地方財政健全化法の 4 指標の実績】

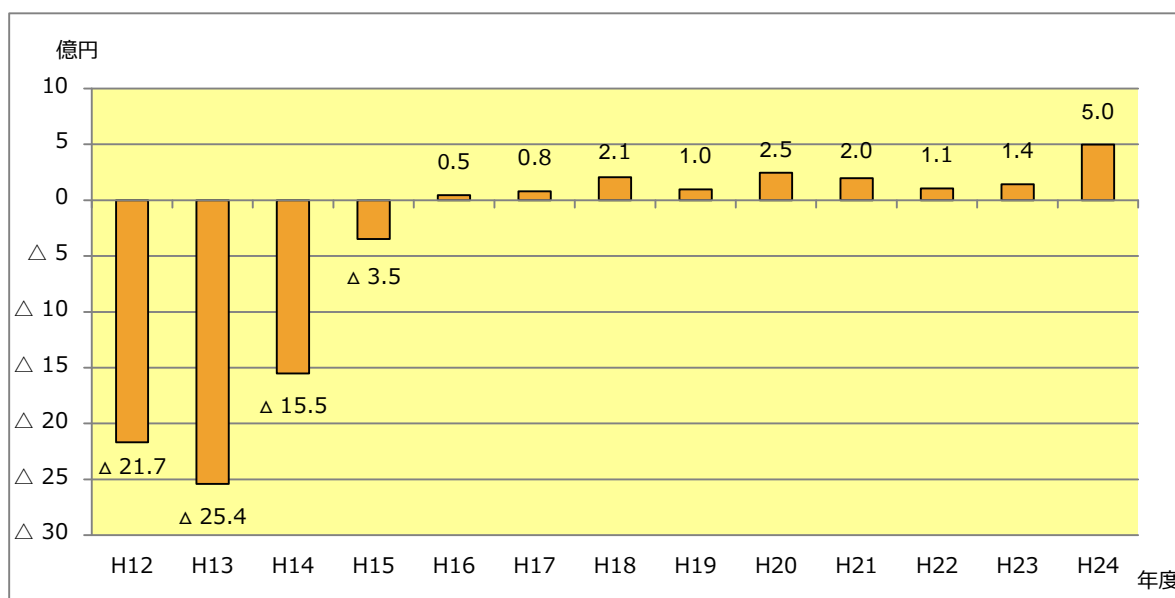
4 指標	目標	早期健全化基準 (H22)	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績	平成 24 年度 実績
実質赤字比率	各年度 黒字	12.70%	△0.65%	△0.84%	△3.02%
連結実質赤字比率	15.0%以内	17.70%	7.64%	3.34%	△1.43%
実質公債費比率	24.0%以内	25.0%	18.5%	18.7%	18.5%
将来負担比率	270.0%以内	350.0%	216.1%	194.0%	173.5%

※実質赤字比率・連結赤字比率の△（マイナス）表記は、黒字を示している。

- ・実質赤字比率 一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合  
(実質赤字額：繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・連結実質赤字比率 全会計の実質赤字（資金不足）額の合計が標準財政規模に占める割合
- ・実質公債費比率 一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合
- ・将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合

## ●実質収支の推移（普通会計）

財政健全化計画（平成 11 年度）、財政再建計画（案）（平成 13 年度）、第二次財政再建計画（案）（平成 14 年度）、いずみおおつ再生・未来プラン（平成 18 年度）、泉大津市経営指針（平成 21 年度）に基づく様々な歳出削減や歳入確保の取組を行った結果、平成 16 年度以降黒字で推移し、目標である「実質赤字比率を各年度において黒字とする」は達成しました。



## 【決算の推移】

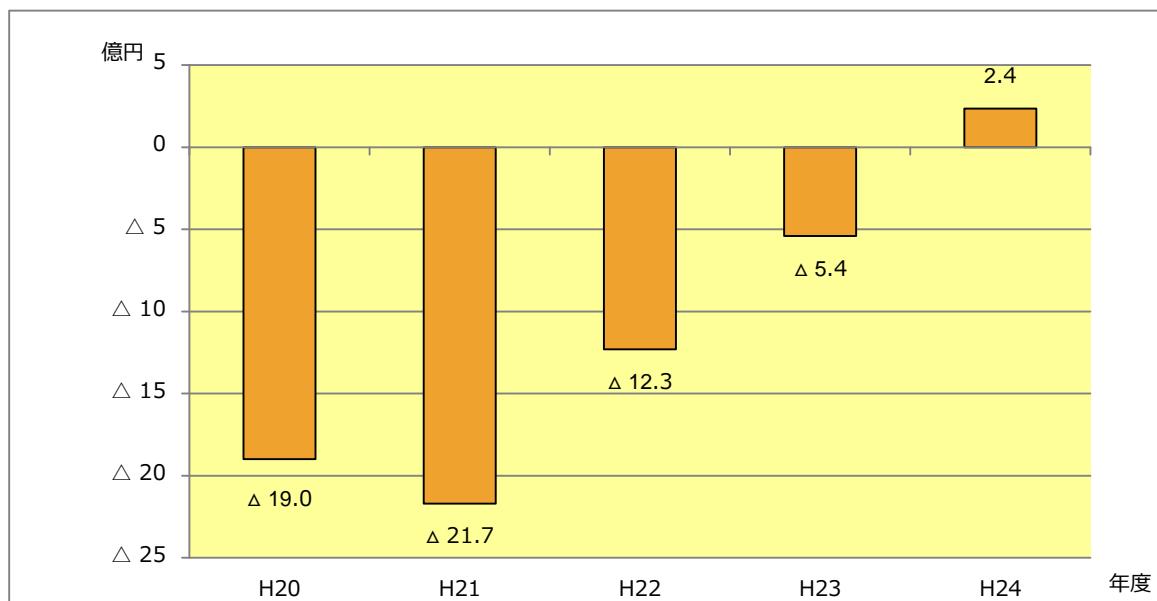
(単位：百万円)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
歳入合計	26,044	25,818	25,390	24,783	24,288	25,622	25,331
歳出合計	26,700	26,189	24,403	23,578	23,859	25,588	25,155
実質収支	△ 2,169	△ 2,540	△ 1,553	△ 348	45	79	205

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
歳入合計	25,926	25,336	26,661	28,481	27,672	27,615
歳出合計	26,029	25,139	26,683	28,515	27,555	27,233
実質収支	96	245	196	105	141	497

## ●連結実質収支の推移

連結実質赤字比率は、地方財政健全化法の施行により、平成20年度から算定しており、従来の普通会計だけでなく、自治体のすべての会計の合算で、財政状況を把握する指標です。一般会計で歳出削減や歳入確保の取組を行い、特別会計への繰出の財源を捻出し、赤字補てんの繰出を計画的に行うことにより、特別会計の収支改善をはかることができました。目標である「連結実質赤字比率を15.00%以内とする」はもとより、連結実質赤字の解消も達成しました。



(単位：百万円)

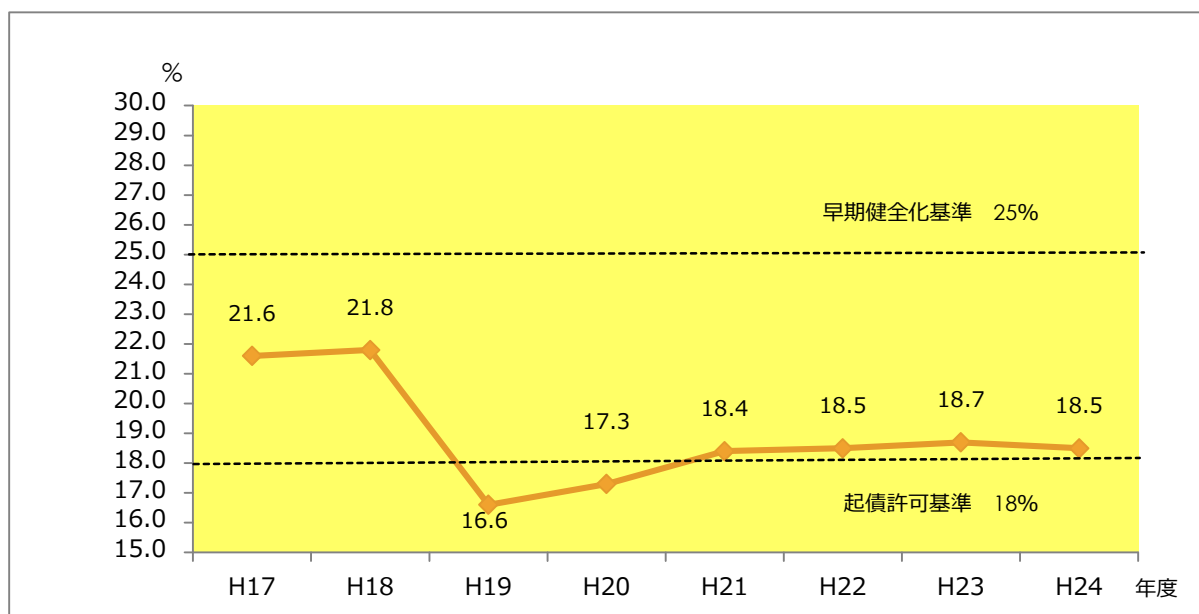
		H20	H21	H22	H23	H24	
一般会計等		245	196	105	141	497	
	一般会計	245	196	105	141	497	
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	0	
公営事業	国民健康保険事業特別会計	△ 1,416	△ 1,334	△ 892	△ 516	△ 341	
	後期高齢者医療特別会計	14	16	16	19	23	
	老人保健特別会計	△ 8	0	0	—	—	
	介護保険事業特別会計	69	19	2	2	97	
	駐車場事業特別会計	△ 1,158	△ 1,236	△ 1,072	△ 949	△ 851	
公営企業	法非適用	下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
		市街地再開発事業特別会計	0	0	1	—	—
	法適用	水道事業会計	355	561	865	1,035	1,254
		市立病院事業会計	0	△ 393	△ 256	△ 273	△ 443
連結実質収支額		△ 1,899	△ 2,171	△ 1,231	△ 541	236	

※ 下水道事業特別会計、市立病院事業会計の数値は、解消可能資金不足額を控除した数値。

## ●実質公債費比率の推移

平成 19 年度に実質公債費比率の算定方法が改正されたことにより、一度は大幅に数値が改善され、起債許可基準である 18%を下回りましたが、その後、職員の大量退職期を迎え、それら職員の退職手当の財源として、多額の退職手当債を発行したことにより、再び 18%を上回りました。

目標である「実質公債費率を 24.0%以内とする」は達成済みで、今後は少しずつ下がっていく見込みですが、施設整備費の増加等、場合によっては、再び上昇に転じるおそれがあります。



### ※ 実質公債費比率とは

一般会計等における、市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費（元利償還金）及び公営事業会計や公営企業会計に対する繰出金のうち、当該会計の公債費に充てたとみなされた金額（準元利償還金）の合計により負担の度合いを判断する指標です。

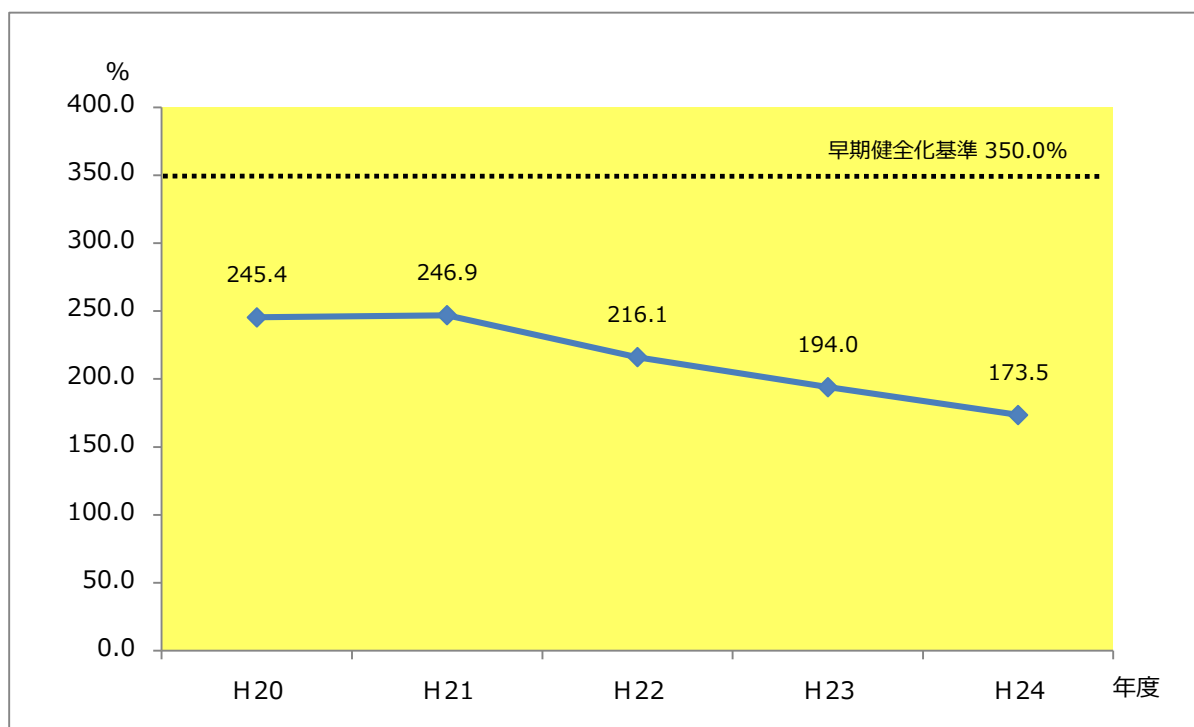
平成 18 年度から、この比率が 18%以上になると、地方債の発行に際し都道府県知事の許可が必要となり、25%以上になると単独事業に係る地方債の発行が制限されます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行を受け、平成 20 年度決算からはこの指標が 25%以上になると財政健全化計画の策定、35%以上になると財政再生計画の策定が義務付けられています。

## ●将来負担比率の推移

将来負担比率は、地方財政健全化法によって新たに算定されることとなった財政指標です。従来の財政指標が当該年度における支出額や収支額（フロー）を基にしていたのに対し、当該年度末時点における負債に相当する残高（ストック）を基にしています。

目標である「将来負担比率を 270%以内とする」は達成しました。しかし、全国平均と比較すると、依然高い数値であるので、計画的に事業を行い、数値を上昇させないようにする必要があります。



### ※ 将来負担比率とは

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）の年度末残高等の将来支払っていくべき負担等の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを指標化したものです。

地方公共団体の負担となるものとしては、年度末地方債現在高・契約等の相手方によって支出の原因となる行為の履行が完了した債務負担行為・公営企業や一部事務組合が発行した地方債のうち一般会計負担見込額・職員退職手当見込額・公社や三セク等の負債額等負担見込額・連結実質赤字額などがありますが、基金残高や地方債のうち基準財政需要額算入見込額などについては、将来負担額から控除することができます。

将来負担比率には財政再生基準はありませんが、比率が高いことは、将来におけるリスク要因となるので、負担額を増やさないようにする必要があります。



## 3つの視点における実績

### (1) 人件費の更なる見直し

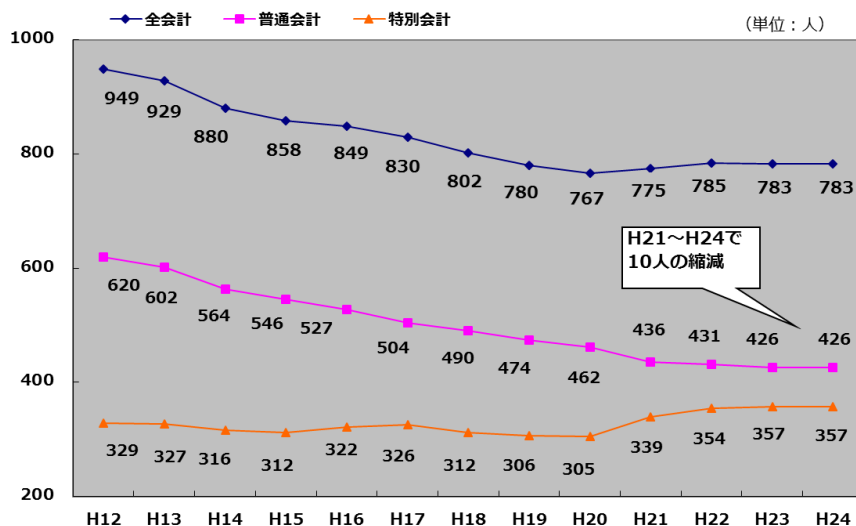
#### ① 適正な定員管理

適正な定員管理に努める中で、職員の重点配置や簡素で効率的な組織体制を構築するため、平成24年度において組織機構改革を実施しました。

正職員数においては、普通会計職員数で平成21年4月1日現在の436人から、平成24年4月1日現在では426人に縮減を図りました。

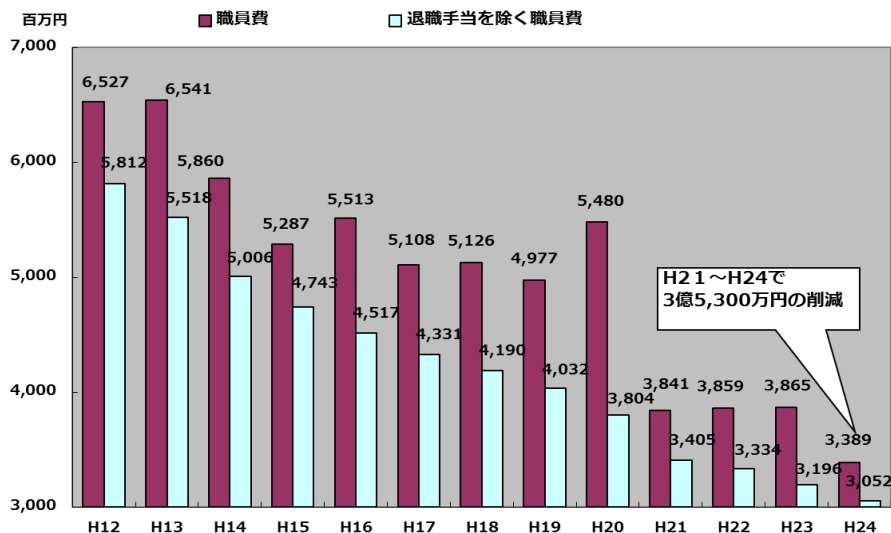
正職員費においては、平成21年度から平成24年度の3年間で約3億5,300万円の削減を図りました。

#### ● 正職員数の推移



#### ● 正職員費の推移

正職員費とは、正職員の給料に扶養手当などの諸手当及び共済費を加えたものです。





## **(2) 事務事業の更なる見直し**

### **①ゼロベースでの事業見直し**

補助金をはじめ、市が実施する事務事業の見直し、改善を図るため、事務事業評価、補助金のチェックを毎年実施するとともに、内部のチェック・見直しにとどまらず、平成 23・24 年度においては、学識経験者や行政経験者の専門的見地、客観的視点から議論、評価をいただく「泉大津市外部評価」を実施しました。

これらにより、補助金については、必要性、効果・効率性の観点から、補助対象、補助率、補助額の見直し、類似補助金の一本化などを行うとともに、その他事務事業についても、市民サービスの向上、費用対効果の観点などから、事業主体や事業手法などを再検証し、事業の見直しにつなげました。

### **②民営化・アウトソーシングの推進**

#### **【保育所の民営化】**

平成 22 年度に「穴師保育所」を廃園し、社会福祉法人女子慈教寮「とれぞあ保育園」を開園しました。

#### **【市立病院における給食調理業務のアウトソーシング】**

平成 24 年度に市立病院における給食調理業務の民間委託を実施し、年間約 1,000 万円の人件費を削減しました。

#### **【水道お客さまサービス係業務の 3 市合同での包括委託】**

既に民間委託をしていた水道課のお客さまサービス係における業務（窓口業務・検針業務・収納業務等）について、和泉市、高石市の 3 市と合同でプロポーザルを実施し、平成 24 年度より同一業者に包括委託を実施。本市では、3 年間で約 1,000 万円の経費節減を見込んでいます。

### **③標準超過行政の見直し**

事務事業評価及び泉大津市外部評価において、近隣や類似団体と比較し、サービス基準が高い事業について必要性等を評価、議論し、見直しを図りました。

#### ④施設のあり方等

市公共施設のあり方については、市有資産の保有総量の適正化や効率的な利用、建物の長寿命化など有効的な利活用の推進を図るファシリティマネジメントの考え方を取り入れていくことを決定し、重点的におしすすめていくための担当部署の設置に向け、組織の見直しの検討を行いました。（平成 25 年 4 月施設整備担当を設置）

#### 【泉北環境整備施設組合】

泉北環境整備施設組合の負担金は、清掃分について職員数の縮減や負担金の按分方法の見直し、ゴミの排出量の減量化などにより、大幅な削減を図りました。

◆3年間で約3億5,300万円の削減 (単位：千円)

	H21	H22	H23	H24	対 H21 効果額
負担金	931,650	879,280	816,310	745,808	△353,552

### (3) 歳入の確保

#### ①受益者の適正化・公平化

##### 【ごみ袋の有料化】

ごみの減量化を主たる目的とし開始したごみ袋の有料化による収入。

◆3年間で、約2億6,500万円の収入 (単位：千円)

	H22	H23	H24	合計
指定袋収入	42,324	112,027	110,475	264,826

#### ②市税等の適正な賦課・徴収

未申告者への申告勧奨や事業者の償却資産税の調査などにより課税対象の掘り起しを行い、適正な賦課に努め、年間約1,000万円以上の税収の増加を図りました。

また、徴収においては、電話や訪問などの納付勧奨、適正な滞納整理などにより、徴収率の向上に努め、市税・国民健康保険料・介護保険料とも、3年間ですべて徴収率を上げています。中でも、市税の徴収率は、大阪府内で3位（町村を除く）となっています。

(市税) H24…徴収率は96.59% (H21は95.69%)

(国保) H24…徴収率は現年で90.73% (H21は88.90%)

(介護) H24…徴収率は現年で98.42% (H21は98.08%)

### ③税源の涵養（かんよう）

税源涵養策として、企業誘致や産業振興に努めるとともに、転入者の増加、定住の促進を図るため、市の魅力を市内外に積極的にPRしました。

#### 【企業誘致】

◆3年間で約2億800万円の効果額 (単位：千円)

	H22	H23	H24	合計
企業誘致奨励金による効果額※	67,047	74,626	66,772	208,445

※誘致企業税収（固定資産税及び都市計画税）－奨励金

#### 【産業振興、魅力の発信】

ナンバーワンフェスタやオリアムエッセイ賞など、産業振興、シティープロモーションにかかる事業を積極的に展開しました。

また、商工会議所と共同により、「泉大津プロモーション協会」を設置し、特産品のPRをはじめ、泉大津市の魅力を高めるための取組を実施しました。

さらに、毛布の生産量日本一のまちを象徴する羊をイメージしたマスコットキャラクター「おづみん」を作製し、積極的なイベントへの参加やキャラクターグッズの販売などを通じて、「毛布のまち泉大津」を市内外に広く発信しました。

### ④市有地の有効活用

低・未利用地となっている土地など法定外公共物等の普通財産の売却を進めています。

◆3年間で、約1億800万円の収入 (単位：千円)

	H22	H23	H24	合計
普通財産売却収入	58,172	24,146	26,406	108,724

## ⑤その他の収入確保

### 【広告収入】

#### ◆3年間で約1,480万円の収入

(単位：千円)

	H22	H23	H24	合計
広報紙広告収入	2,817	2,839	2,700	8,356
HPバナー広告収入	1,161	953	1,003	3,117
封筒広告収入	100	105	105	310
ごみ袋広告収入	800	800	800	2400
モニター広告収入	193	235	242	670
合計	5,071	4,932	4,850	14,853

※その他、市民課の窓口用封筒・秘書広報課の暮らしの便利帳などは広告掲載を条件に無償で提供を受けています。

### 【泉大津市ふるさと応援寄附（ふるさと納税）】

泉大津市の発展に貢献、応援したいという想いを寄附という形でいただき、ご希望の施策に活用する、「泉大津市ふるさと応援寄附」（ふるさと納税）による収入。

平成25年1月より、寄附促進と特産品等のPRのため、市への寄附者に対し、お礼の品として、特産品（ふるさと産品）を進呈するサービスを開始しました。

これにより、1月以降、寄附件数、寄附金額ともに増加傾向となっており、特に、他府県の方からの寄附が大幅に増加しています。

#### ◆3年間で約1,850万円の収入

(単位：円)

年度	件数	寄附金額
平成22年度	26件	2,167,176
平成23年度	13件	501,267
平成24年度	21件	15,920,000
合計	60件	18,588,443

※平成24年は、70周年記念事業への寄附金が多額であったため突出している。

# 第3章 第2次泉大津市経営指針について

## 理念

### 『入りを図りて、出ずるを為す』

歳出抑制の視点を堅持することから、市の全会計を対象とした今後の収支見通しを明らかにするとともに、地方財政健全化法で示された指標をクリアし、地方分権の推進、多様化する市民ニーズに的確かつ柔軟に対応する簡素で効率的な行財政体質を構築することを目的とする泉大津市経営指針の理念を引き継ぎます。

### 《目標》

平成26年度から平成27年度の2年間を期間とし、地方財政健全化法における4指標及び経常収支比率を以下のとおりとする。

- 実質赤字比率 : 黒字とします。
- 連結実質赤字比率 : 黒字とします。
- 実質公債費比率 : 18.0%未満とします。
- 将来負担比率 : 170.0%未満とします。
- 経常収支比率 : 98.0%未満とします。

(単位：%)

指標	H24 決算	目標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	△3.02	黒字	12.68	20.00
連結実質赤字比率	△1.43	黒字	17.68	30.00
実質公債費比率	18.5	18.0 未満	25.0	35.0
将来負担比率	173.5	170.0 未満	350.0	—
経常収支比率	98.3	98.0 未満	—	—

※実質赤字比率・連結赤字比率の△（マイナス）表記は、黒字を示している。

## 《《行財政改革における3つの視点》》

- 歳出の抑制
- 歳入の確保
- 行政運営の改革・職員の意識改革

### 歳出の抑制

#### ① 事務事業・補助金の見直し

すべての事務事業・補助金においては、PDCA マネジメントサイクルのもと、行政評価（事務事業評価、補助金チェック）により、事業目的、効果、コストの再検証、達成度を評価することで、手法の見直し、経費の削減、事務の効率化など事業の改善につなげ、市民サービスの向上を図ります。また、外部評価を継続実施し、学識経験者や行政経験者の専門的見地、客観的視点から議論、評価をいただき、事業の改善につなげます。

#### ② 民間活力の積極的な活用

行政評価の結果を活用するなどして、民間で同種のサービス提供がなされているものについては、コスト比較など費用対効果や行政責任の確保などを総合的に勘案し、事業の民営化や民間委託を推進します。

#### ③ 施設のあり方の検討

施設のあり方については、施設の老朽化、施設に対する市民ニーズの多様化などの課題解決に向け、公共施設全般をトータルで考え、機能や配置について、統廃合も視野に入れながら、検討を進めます。

具体的には、まず、公共施設について、性能や利用状況、管理運営状況、コスト情報など、必要な情報を収集し、現状・課題の把握、整理、分析を行い、公共施設の再編整備を含めた最適化についての方向性を示す「泉大津市公共施設適正配置基本方針」を作成します。



#### ④ 市立病院の健全化

信頼され安心感を与える医療を実践するとともに、自律的に持続可能な経営の実現をめざし、平成 25 年 8 月に策定した「泉大津市立病院緊急対策プログラム」のもと、職員全体の意識改革を図るとともに、様々な収支改善に向けた取組を行い、経営の健全化に努めます。

#### ⑤ 土地開発公社の健全化

土地開発公社の保有土地の多くは、都市計画道路用地または代替地の先行取得を目的として取得した土地で、事業化の目途が立たず長期間にわたり保有せざるを得ない状況となっています。

そこで、平成 26 年度に都市計画道路のあり方を検討し、見直しも含めた「泉大津市内における道路整備方針」を策定します。その中で廃止の方向性が示された路線については、関係機関等と調整を行い、都市計画手続きを行ったうえで、保有地の売却の準備を進めます。

### ① 歳入基盤の充実

#### ★市税等徴収率の向上

市税、国民健康保険料、介護保険料などの収入は市民サービスや保険事業を提供する貴重な財源であるとともに、市の歳入の根幹をなすものであることから、積極的な納付勧奨やコンビニ納付の導入など納付しやすい環境づくりに努め、更なる徴収率の向上を図ります。

#### ★税源の涵養（かんよう）

税源の涵養策として、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業誘致奨励金制度を活用し、臨海部のフェニックス事業地等における企業誘致を推進します。併せて、大阪府港湾局とともに、堺泉北港のセールスを積極的に行い、とん税の増収に努めます。また、南海本線連続立体交差事業に伴う側道の整備を進め、沿道の民間開発を促進します。

さらに、「だんじり」や「フェニックスコンサート」といった既存資源を有効活用するなど、全国に本市の観光資源を積極的にPRし、観光客の増加を図るとともに、他の施策、事業においても、市の魅力発信を積極的に行い、転入者、定住者の増加につなげ、税収の増加を図ります。

### ② 保有資産の有効活用

#### ★資産の売却と活用

将来的に利用計画がなく、市の公有財産として保有する必要性のない財産については、積極的に売却するとともに、貸付対象となりうるものの的確な把握を行い、貸付の拡大を図り、歳入の確保に努めます。

#### ★広告収入の拡大

広報紙や封筒だけでなく、市が保有する公有財産、物品、印刷物などを、広く広告媒体として捉え、あらゆる広告収入等の可能性を検討し、更なる歳入の確保に努めます。

### ③ 泉大津市ふるさと応援寄附（ふるさと納税）の促進

泉大津市の発展に貢献、応援したいという想いを寄附という形でいただき、ご希望の施策に活用する、「泉大津市ふるさと応援寄附」の促進を図ります。そのため、寄附者にお礼の品としてふるさと産品を進呈する特典サービスの充実に努めるとともに、申込書と納付書が一体となったパンフレットの積極的な配布、クレジット決済の導入など寄附していただきやすい環境づくりに努めます。

## 行政運営の改革・職員の意識改革

厳しい財政状況を踏まえつつ、単なる人員やコストの削減といった従来型の行政改革ではなく、すべての事業について生産性、有効性の向上を図っていくという質的改革の視点を持った行政運営を行います。

そのために、行政運営の基本的な考え方を従来の「管理型」から「経営型」へ転換し、市民への質の高いサービスを提供できるよう、民間の経営手法を積極的に取り入れ、事業の見直しを行うとともに、「経営型」への転換に向けた市職員の意識改革、人材の育成を図ります。

また、社会的な課題や市民ニーズが多様化・複雑化するとともに、行政の経営資源が減少する中、多様な主体と連携し、対等な立場で役割分担を行う「市民協働」の視点を取り入れた行政運営を行います。そのため、市民、地域団体、NPO、企業などの地域で活動するさまざまな主体と行政がビジョンや情報を共有し、地域課題の解決や地域資源の有効な活用に向けて知恵を出し合える環境づくりを進めます。

### ① 経営型（成果主義・市民本位）の事業運営

#### ★成果指標の設定、PDCAマネジメントサイクルの積極的な活用

これまでの「予算をどれだけ使ったのか」に着目する“管理型予算主義”から「どのような成果が達成できたか」に着目する“経営型成果主義”の事業運営への転換を図るため、市民の満足度など、成果指標（アウトカム指標）等の設定を行い、その成果の達成度を評価し、事業の改善・改革につなげるPDCAマネジメントサイクルを積極的に活用します。

また、成果主義に加え、経営における顧客本位の考え方にに基づき、これまで以上に市民本位の行政運営を行っていきます。

### ② 人材の育成

#### ★研修の充実

幅広い行政能力や高度な専門知識の習得などを目的とした「一般研修」や、職員個々のプレゼン能力の向上と技術・ノウハウの継承を目的とした「職員による職員研修」、先進事例の把握と協力関係の構築を目的とした「他自治体への派遣研修」、顧客志向による対人サービスや企画運営など民間のノウハウを学ぶ「民間企業への派遣研修」など、より実践的で多様な研修制度の充実強化を図ります。

#### ★人事評価制度の充実

職員の能力、資質、勤労意欲等の向上を図り、組織全体の力を最大限に発揮するため、人事評価制度を充実します。

### ③ 市民協働の推進

#### ★市政への市民参加・参画の促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するため、市政への市民参加・参画の一層の促進を図り、より多くの市民の意見を市政に反映させます。

#### ★協働のまちづくり実現のための環境整備

市民、地域団体、NPO、企業、行政など多様な主体が相互に連携し、効果的に協働を進めるための条例化をめざします。また、市民の自発的な公益活動を積極的に支援するため、市民活動支援センターを整備・充実するとともに、経済的側面から基金を活用した補助金制度の利用促進を図ります。

#### ★積極的な情報発信

市民協働の推進にあたっては、市民がまちづくりの主役として参画できるよう、知りたい情報をわかりやすく、かつ積極的に発信していくことが求められることから、情報公開と広報・広聴の充実を図り、市政情報の共有化・透明化を進めます。

# 「財政状況について」

## 収支見通し

第2章で示した取組により、普通会計では9年連続で実質収支の黒字を計上しています。しかし、実質赤字（資金不足）を抱えた会計が複数あることや、類似団体と比較して公債費が高い水準であるなど、未だ厳しい財政状況です。

これから財政状況がどう推移していくのか、普通会計及び特別会計等における歳入・歳出の推移を推計し、今後5年間の収支見通しを以下のとおりとしました。

### ●普通会計

（単位：百万円）

歳入	区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	市税	10,930	11,027	10,850	10,854	10,858	10,653
	地方交付税	4,109	3,975	3,765	3,752	3,864	4,055
	譲与税・交付金	1,106	1,460	1,657	1,910	1,910	1,910
	国庫・府支出金	8,643	6,985	7,198	6,989	7,039	7,349
	市債	4,035	2,465	2,814	2,094	1,765	1,601
	使用料その他の収入	2,140	2,432	1,625	1,550	1,339	1,377
	計	30,963	28,344	27,909	27,149	26,775	26,945

歳出	区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	人件費	4,265	4,265	4,608	4,179	4,047	4,117
	扶助費	7,528	7,968	8,244	8,588	8,941	9,335
	公債費	3,641	3,423	3,189	3,238	3,189	3,063
	補助費等	2,359	2,295	2,246	2,053	2,020	1,856
	繰出金	4,210	4,581	4,200	4,308	4,469	4,660
	投資的経費	5,504	2,102	2,193	1,466	859	630
	物件費その他の歳出	3,256	3,660	3,114	3,252	3,160	3,154
計	30,763	28,294	27,794	27,084	26,685	26,815	

実質収支	200	50	115	65	90	130
------	-----	----	-----	----	----	-----

普通会計の歳出では、職員数の適正管理を継続することで、人件費の上昇は抑えられる見込ですが、生活保護費や障害者総合支援法に基づく給付をはじめとした扶助費の増や、高齢化の進展による介護

保険給付や後期高齢者医療給付の増による繰出金の増が見込まれます。また主要な事業として、継続事業の河原町市営住宅整備事業や南海本線連続立体交差事業のほか、公共施設の長寿命化・耐震化、旭小学校整備事業や小学校空調整備事業などを見込んでいます。

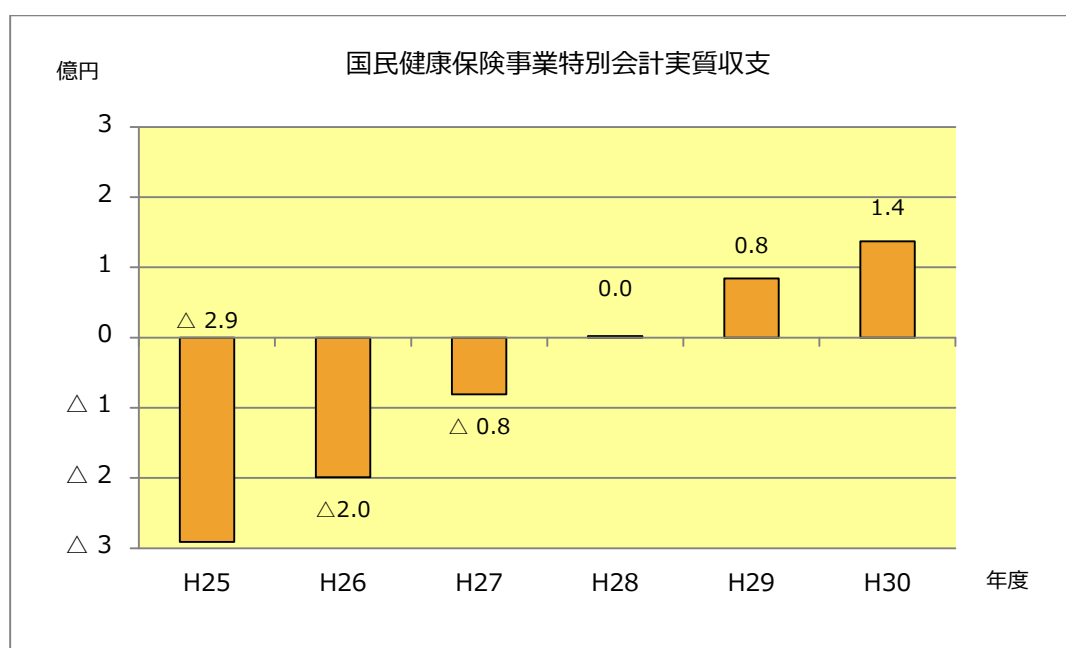
歳入では、消費増税に伴い地方消費税交付金の増が見込まれますが、市税においては、地価の下落は落ち着いているものの、家屋の新築・増改築の増が見込み難く、固定資産税を減としました。また、地方交付税においては増を見込んでいますが、これは歳出で述べた扶助費や繰出金の増により、基準財政需要額を増としたためです。

## ●特別会計等

### 【国民健康保険事業】

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入合計	8,632	8,723	8,833	8,895	9,005	9,176
歳出合計	8,923	8,922	8,914	8,893	8,921	9,039
実質収支	△ 291	△ 199	△ 81	2	84	137



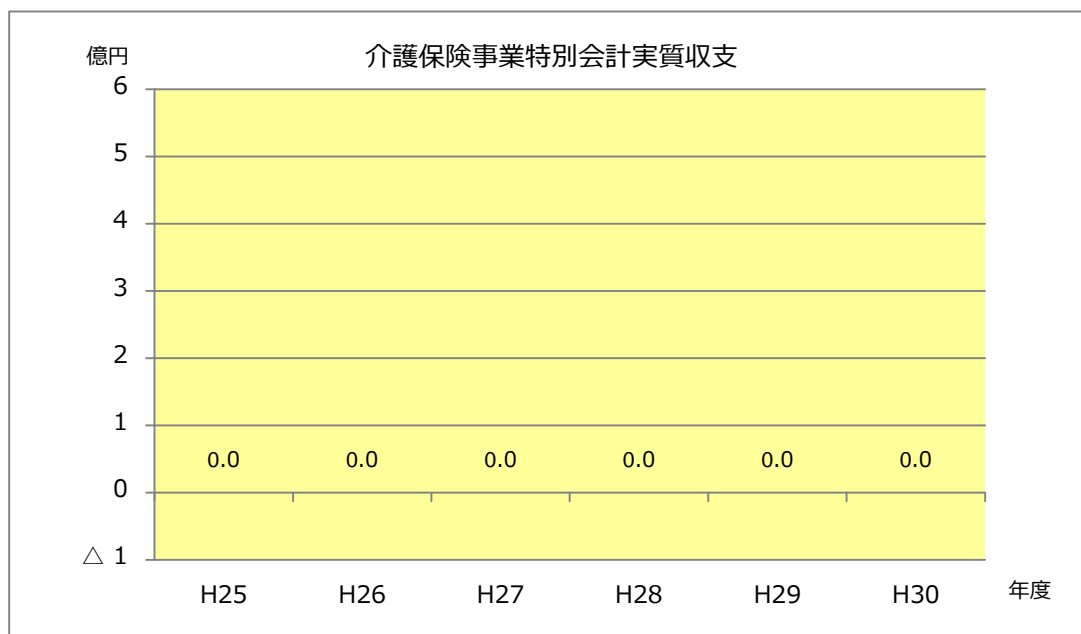
本市の国民健康保険事業については、平成20年度の制度改正による前期高齢者交付金の創設や、赤字補てんのための一般会計からの繰入金により、累積赤字は解消に向かっていますが、被保険者の保険料負担能力が総じて脆弱であるという国民健康保険制度が抱える構造的な要因に加え、医療費の増高により財政運営は今なお厳しい状況にあります。

今後も保険料の適正な賦課と収納について、きめ細やかな納付相談、滞納処分の実施など収納対策を積極的に推進することにより、収納率の向上に一層努めるとともに、医療費の適正化の更なる推進に努め、赤字補てんのための年次計画的な繰入金により、収支の均衡・改善を図ることとします。

## 【介護保険事業】

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入合計	4,076	4,460	4,903	5,359	5,877	6,460
歳出合計	4,076	4,460	4,903	5,359	5,877	6,460
実質収支	0	0	0	0	0	0

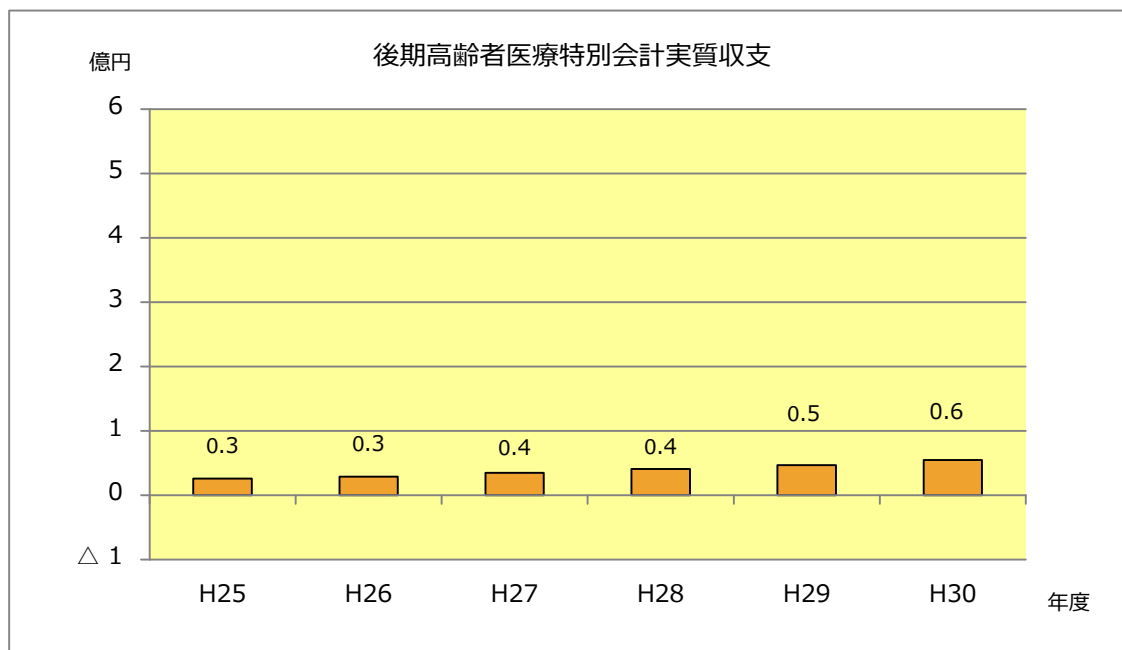


介護保険制度については、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、保険料、国・府・市・支  
 払基金の負担金等が決められています。高齢になってもできる限り住み慣れた地域で、いきいきと生  
 活ができるよう、要支援、要介護認定者に適切な介護給付を行うとともに、給付費通知の送付や事業者  
 及びケアマネージャーに指導を行うなどの介護給付費適正化事業、要介護状態を予防するための地域  
 支援事業を実施し、介護保険事業制度の安定化・健全化を推進します。

## 【後期高齢者医療】

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入合計	733	771	798	841	871	919
歳出合計	707	742	763	800	824	864
実質収支	26	29	35	41	47	55



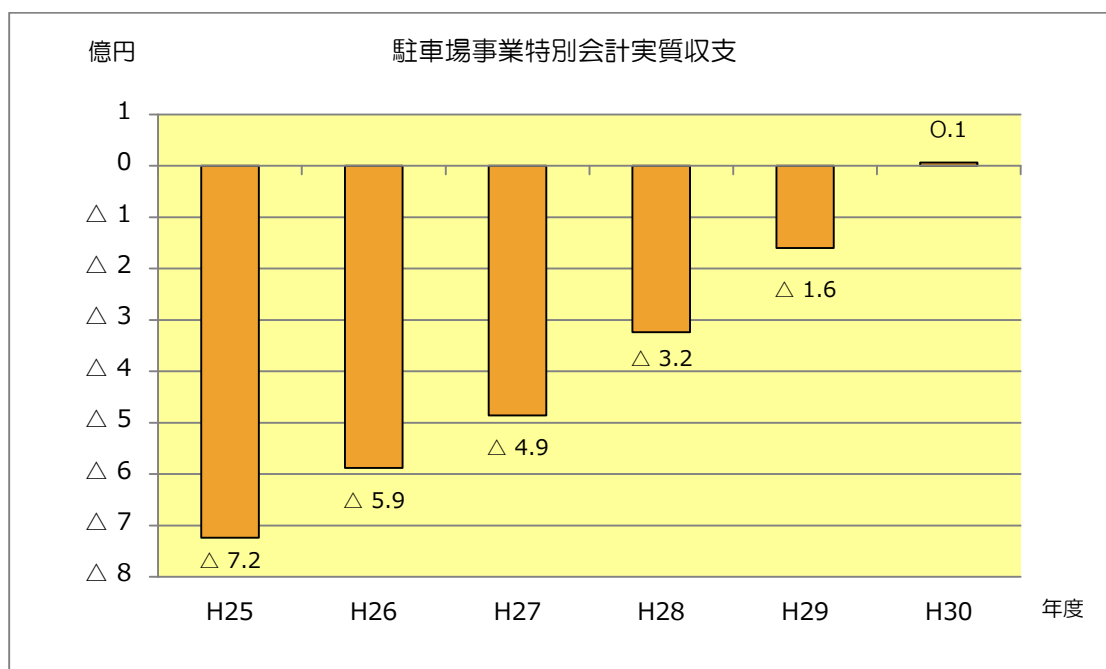
後期高齢者医療特別会計については、保険料の歳入が増加している一方で、後期高齢者人口の増加に伴い、医療給付費等に関する負担金の増加が見込まれています。



## 【駐車場事業】

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入合計	227	228	196	195	195	195
歳出合計	951	816	682	519	355	189
実質収支	△ 724	△ 588	△ 486	△ 324	△ 160	6



泉大津駅東側再開発に伴う本市の駐車場については、建設時に発行した地方債の元利償還金により累積赤字を抱えている状況です。一般会計からの繰出金により累積赤字の解消を進めており、平成 27 年度には地方債の償還が終了し、平成 30 年度には累積赤字は解消する見込です。

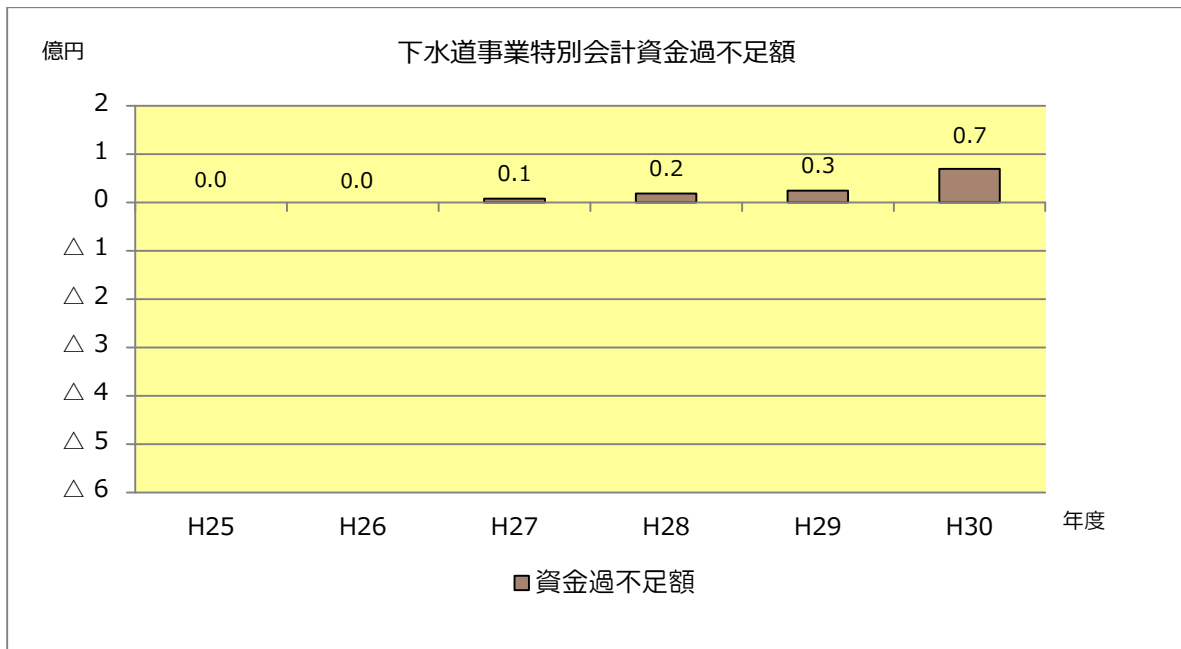
駐車場事業をとりまく環境は、駅周辺に民間駐車場が増加していることもあり、使用料収入は減少傾向にあります。今後は、駅に隣接しているメリットを活かしたパークアンドライドの推進による収入の確保及び管理費などの支出削減を図り、累積赤字解消後は、実質収支の黒字を維持できるよう努めます。

【下水道事業】

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入合計	3,793	4,541	3,617	3,640	3,673	3,839
歳出合計	4,286	4,541	3,609	3,621	3,648	3,769
資金過不足額	0	0	8	19	25	70

※平成 25 年度の資金過不足額については、健全化法の算定上、解消可能資金不足額が控除されている。



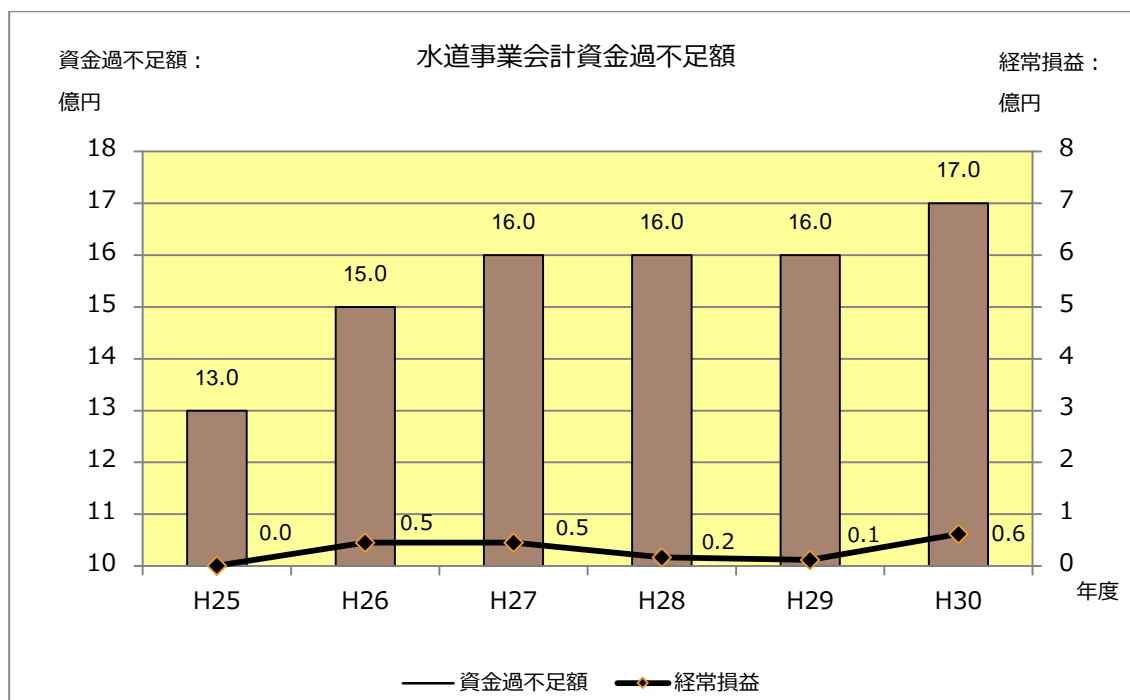
下水道事業の収支については、平成 24 年度に平均 12.7%の料金改定を行い、収支の改善を図っているところです。今後はさらなる収支の改善を図るため、水洗化率の向上に努めます。

また、下水道普及率は平成 24 年度末現在で 94.0%と整備計画どおりに進捗し、汚水整備は平成 26 年度におおむね完了する見込みです。今後、新たな下水道事業計画の策定を行う予定ですが、ポンプ場更新事業等に多額の事業費が必要となる見込みであり、収支状況を考慮したうえで整備を検討していきます。

## 【水道事業】

(単位：百万円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益的収支	収入	1,718	1,663	1,607	1,573	1,559	1,545
	支出	1,717	1,618	1,562	1,556	1,547	1,483
	経常損益	1	45	45	17	12	62
資本的収支	収入	371	288	255	131	183	131
	支出	741	690	711	655	660	621
	差引過不足	△ 370	△ 402	△ 456	△ 524	△ 477	△ 490
資金過不足額		1,300	1,500	1,600	1,600	1,600	1,700



平成 24 年 1 月に 13%の料金改定を行いました。が、節水機器の普及、水道水ばなれ等により有収水量が年々減少し、今後も料金収入の減少傾向は続いていくものと思われませんが、引き続き、安全・安心な給水をめざし、水道施設の整備および維持管理を進めていきます。

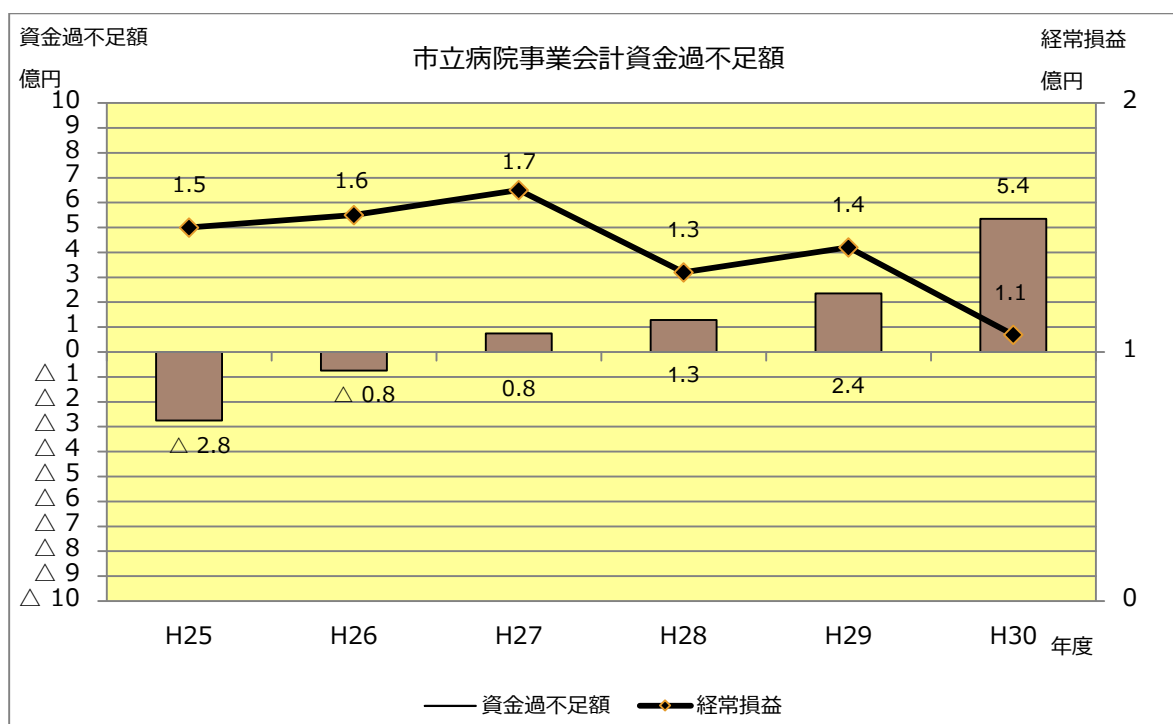
また、漏水調査の結果や市民からの通報等を基に漏水箇所の修理を行うとともに、地震等の災害対策として、耐震幹線ループ化、重要路線の耐震化及び老朽管の更新を行うことにより、水道水の安定供給を推進します。

## 【市立病院事業】

(単位：百万円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益的収支	収入	6,281	6,392	6,392	6,296	6,296	6,372
	支出	5,964	6,070	6,060	6,169	6,159	6,270
	経常損益	150	155	165	132	142	107
資本的収支	収入	300	300	300	600	300	300
	支出	726	718	679	1,163	821	595
	差引過不足	△ 426	△ 418	△ 379	△ 563	△ 521	△ 295
資金過不足額		△ 275	△ 75	75	129	235	535

※平成 25・26 年度の資金過不足額については、健全化法の算定上、解消可能資金不足額が控除されている。



平成 24 年度末において 5 億 3 千万円の不良債務を抱えており、今後も公立病院特例債の償還や他会計長期借入金返還等、資金的には非常に厳しい中、平成 27 年度末に資金不足を解消するためには、収益的収支の均衡を図る必要があります。

引き続き、地域周産期母子医療センターを中心とした「こどもと女性にやさしい医療」、消化器病センターを中心とした「消化器内科および内視鏡外科の充実」、「糖尿病等の生活習慣病へのチーム医療」を柱として、近隣医療機関との連携を強化し、研修医の獲得と育成に努め、地域の中核病院としての役割を果たしつつ、経営の健全化を進めていく必要があります。

## 財政状況の推移

前述の収支見通しに基づき、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足額並びに義務的経費（人件費・扶助費・公債費）、市債残高の推移を以下のとおり示します。

### ●健全化判断比率

(単位：%)

	早期健全化 基準	財政再生 基準	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質赤字 比率	12.68	20.00	-	-	-	-	-	-
連結実質 赤字比率	17.68	30.00	-	-	-	-	-	-
実質公債費 比率	25.0	35.0	18.4	18.1	16.7	14.8	12.9	11.6
将来負担 比率	350.0		171.8	166.8	164.4	151.7	144.5	138.6

※実質赤字比率および連結実質赤字比率の早期健全化基準は、平成 24 年度決算による。

### ●公営企業における資金不足額

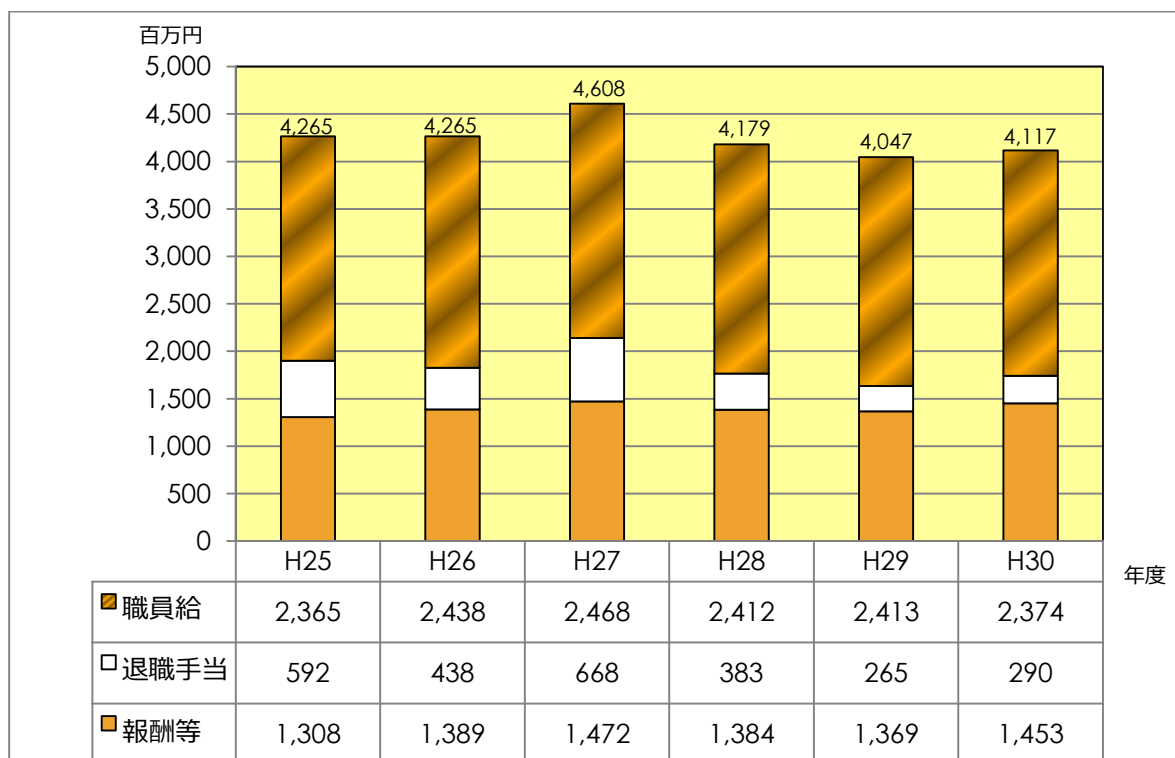
(単位：百万円、%)

会計名	区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下水道事業特別会計	資金不足額	0	0	△8	△19	△ 25	△ 70
	資金不足比率	-	-	-	-	-	-
水道事業会計	資金不足額	△ 1,300	△ 1,500	△ 1,600	△ 1,600	△ 1,600	△ 1,700
	資金不足比率	-	-	-	-	-	-
市立病院事業会計	資金不足額	275	75	△ 75	△ 129	△ 235	△ 535
	資金不足比率	5.5	1.5	-	-	-	-

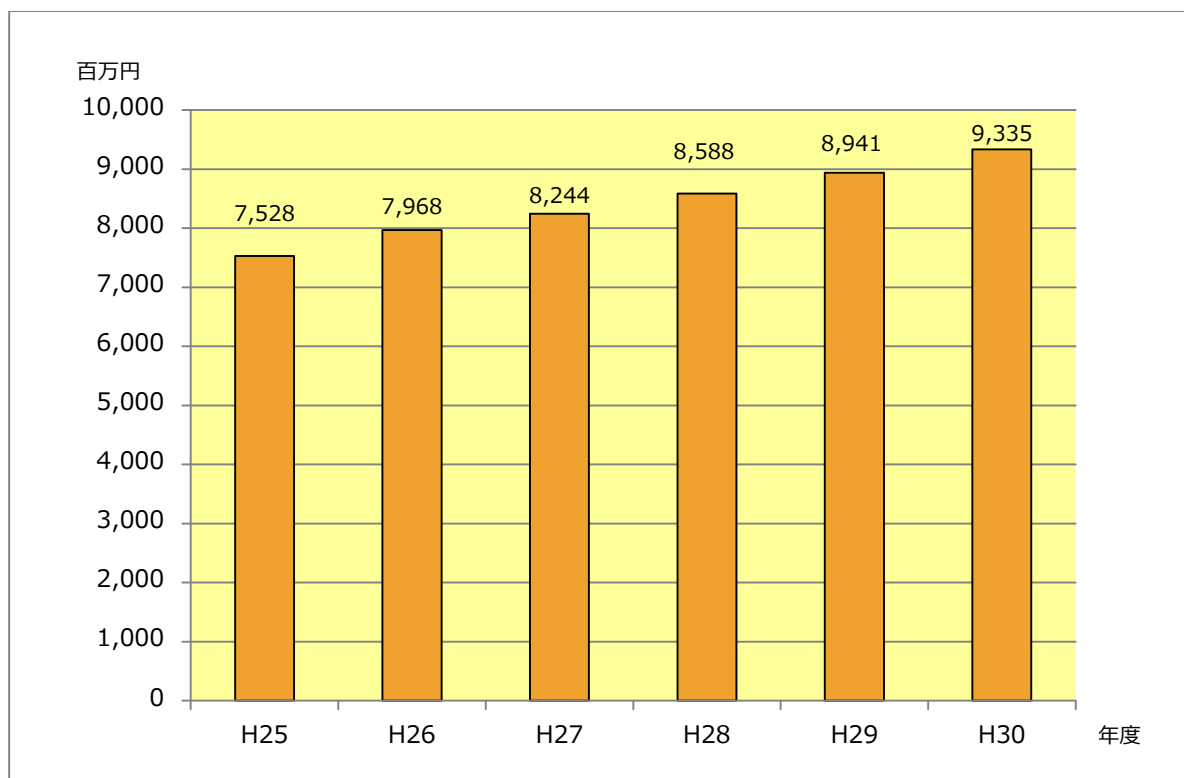
※資金不足比率における経営健全化基準は 20%である。

※資金不足額の△（マイナス）表記は、資金が充足している状態である。

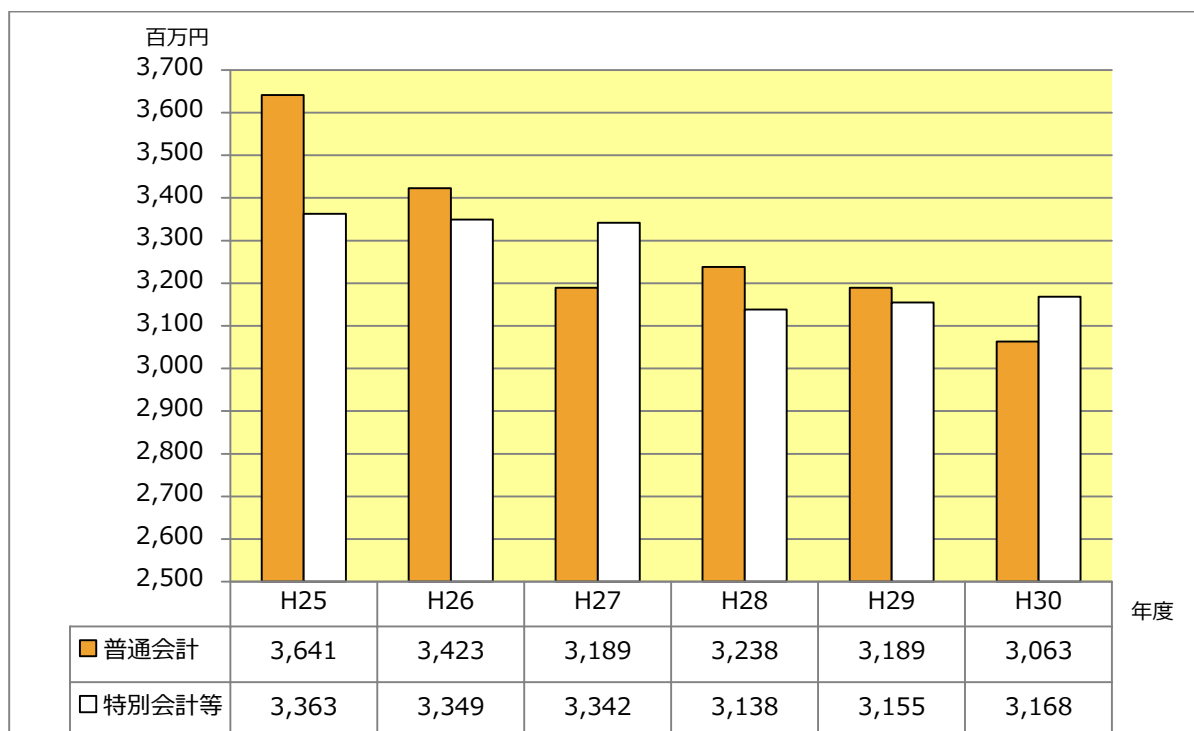
●人件費の推移（普通会計）



●扶助費の推移（普通会計）



## ●公債費の推移



## ●市債年度末残高

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
普通会計	32,743	32,369	32,544	31,937	31,035	30,072
一般会計	30,046	29,769	30,075	29,639	28,907	28,119
土地取得事業	2,697	2,600	2,469	2,298	2,128	1,953
特別会計等	38,177	36,869	35,226	34,027	32,453	30,746
駐車場	111	57	0	0	0	0
下水道	27,685	27,037	25,977	24,841	23,645	22,406
水道	3,708	3,736	3,805	3,870	3,928	3,980
市立病院	6,673	6,039	5,444	5,316	4,880	4,360
合計	70,920	69,238	67,770	65,964	63,488	60,818

## 参考資料

### 健全化判断比率等の対象会計について

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計	普通会計 ・一般会計	↑	↑	↑	↑	
特別会計	・土地取得事業特別会計					
	公営事業会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・後期高齢者医療特別会計 ・駐車場事業特別会計		↓	↓	↓	
うち 公営企業 会計	・下水道事業特別会計 ・水道事業会計 ・市立病院事業会計					↑
一部事務組合・広域連合	・泉北環境整備施設組合（ほか）			↓	↓	
地方公社・第三セクター・地方独立行政法人	・泉大津市土地開発公社				↓	



### ●あ行

#### ○アウトソーシング

業務の一部を一括して民間企業等に外部委託すること。

#### ○アカウントビリティ

政治や行政・市政の内容に関して、国民や市民の質問や要求に応え、説明する担当者の責任のことをいう。

#### ○泉大津市ふるさと応援寄附

泉大津がふるさとの方、泉大津を愛している方、泉大津にお住まいの方などの「ふるさと泉大津を大切にしたい」「泉大津の発展に貢献、応援したい」という想いをいただく寄附。寄附の使い道を指定することができ、確定申告により、寄附金控除が受けられるとともに、1万円以上の寄附者には、お礼の品として、泉大津市の特産品等が進呈される。

#### ○一般会計

地方公共団体の基本的な行政運営を行うため、議会・教育・福祉・消防などの経費を計上した会計。

#### ○一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。主なものとして、税・地方交付税などがある。

### ●か行

#### ○解消可能資金不足額

事業の性質上、構造的に資金不足額が生じる事由がある公営企業において、公営企業の資金不足比率の算定の際に、将来解消が見込まれる金額として資金不足額から控除する額のことをいう。

#### ○活動指標

アウトプット指標ともいい、事業活動により、住民に提供されたサービスなどの「量」を指す。公共サービスの回数・時間や施設の利用状況などを数値等で表すもの。

#### ○基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が通常標準的に徴収しうるであろうと考えられる標準的な税収入の一定割合により算定された額。

## ○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。

## ○行政財産

「行政財産」とは、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう。

1. 公用財産（市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産）

（例） 庁舎、消防施設など。

2. 公共用財産（住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産）

（例） 学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など。

## ○経常収支比率

人件費・扶助費・公債費などの経常的に支出する経費に対して、市税や普通交付税などの使途を制限されない経常的な収入がどの程度充てられるかによって、財政構造の弾力性を判断するための指標。この比率が100%を超えると、経常的経費に対して、経常一般財源が不足していることを示し、財政構造が非常に硬直している状況と言える。

## ○公営企業会計

公営事業会計のうち、地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部または一部を適用する企業に係る特別会計（法適用企業）及び地方財政法第6条に規定する政令（地方財政法施行令第46条）で定める公営企業のうち法適用企業以外のものに係る特別会計（法非適用企業）の総称。主なものとして、水道事業、交通事業、病院事業および下水道事業などがある。

## ○公営事業会計

事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計のことをいう。具体的には公営企業会計のほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業および駐車場事業などがある。

## ●さ行

### ○市民協働

一般的に住民、事業者、行政など各主体が対等な立場で責任を共有し、お互いに良きパートナーとして連携することを言い、それぞれが自ら目標の達成に向けて、住民の主体性がより発揮できるものとして解釈されている。

### ○スクラップアンドビルド

経営方針の1つで、老朽施設を廃棄し能率的な施設を作っていくことから転じ、組織や事業を新設する場合は既存のものを改廃し、全体として組織や事業の拡大を防ぐことを意味する。

## ○成果志向

住民生活向上のために、これまでの価値の基準を転換する考え方。これまでの予算を確保したり、使ったりしたことに着目する考え方に対し、どれだけ予算を使ったかだけでなく、どのような成果が達成できたかということにも着目する考え方。

## ○成果指標（アウトカム指標）

施策を実施したことによる市民への影響度（市民の満足度や定着度など）を指す。受益者の観点から捉えた具体的な効果や効用を基準とする指標。

行政の評価を行う上で必要となる政策目標に対する成果・達成度に使われ、行政活動に関する評価指標になる。

## ○税源涵養

税金の源となる資源や産業等を時間をかけて養い育てること。

## ●た行

### ○地方交付税

国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合額を、地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるよう一定の基準により国が交付する税をいう（地方交付税法第2条）。

本来、地方公共団体の財源は自ら徴収する地方税など自主財源をもって賄うことが理想であるが、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、一般財源を保障することで、全国の地方公共団体が一定以上の均質した行政運営を行えるよう設けられたのが地方交付税である。

なお、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は地方交付税総額の94%（平成26年度95%、平成27年度以降96%）相当額で、一般的な日々の行政運営に必要な財政需要に対して、算定し交付される。特別交付税は、普通交付税で措置されない個別・緊急の財政需要（地震・風水害などの災害）に対して、算定し交付される。

### ○特定財源

使途が特定されている財源。主なものとして、国庫支出金・地方債などがある。

### ○とん税（特別とん譲与税）

外国貿易船の開港への入港に対し船舶の純トン数に応じて課される税金。税収入は、総務大臣が指定する開港所在市町村に対し、特別とん譲与税（一般財源）として譲与される。

## ●は行

### ○パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。

### ○標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的規模を示すもので、地方税や普通交付税などの標準的に収入することができる「経常一般財源」の総額と言える。その数値は、実質収支比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率などをはじめとした、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有する。

### ○ファシリティマネジメント

企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境（＝ファシリティ）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動。

### ○普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。

### ○普通財産

「普通財産」とは、行政財産以外の公有財産。

行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政執行に貢献させるため、管理処分されるべき性質を持つ財産をいう。

具体的には、1. 「普通財産」である土地や建物を貸すことによって得る地代・家賃

2. 「普通財産」である土地を払い下げることによって得る代金

以上のような形で、市の財政に寄与することになる。

### ○ふるさと納税

地方公共団体に寄附をした場合、確定申告をすると、所得税と住民税から、寄附金の2,000円を超える額について、一定限度額まで税金が軽減される制度。

・所得税・・・寄附をした年の所得税が軽減（所得控除）される。

・住民税・・・寄附をした翌年度の住民税が軽減（税額控除）される。

### ○法定外公共物

道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法、海岸法などの管理に関する法律の適用又は準用を受けないものの総称。

一般的には、里道（赤線）・水路（青線）と呼ばれており、その多くは地域住民等によって作られ公共の用に供されていたもので、明治初期の地租改正に伴う官民有区分の実施により国有地に分類された。

## ●ま行

### ○民間委託

地方公共団体が行政責任を果たすうえで、必要な監督権などを残しつつ、その事務を民間企業、外部の団体及び個人などに委託すること。外部委託とほぼ同義で使われ、地方公共団体における行政事務の効率化の一環として取り組まれている。

## ●ら行

### ○ラスパイレース指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもので、当該団体の給与制度・運用の実態を示す指標となっている。

### ○臨時財政対策債

地方交付税の交付すべき額に対して、その財源である国税の一定割合額が不足した場合に、その財源不足額を国と地方で折半し、地方が発行する地方債のひとつ。地方財政法第 5 条の特例として発行できる地方債で、その用途は特定されていない。また、後年度の元利償還金については、その全てが基準財政需要額に算入される。

## ●略語

### ○NPO

NPO は、“Nonprofit Organization”の略で、「民間非営利組織」と訳され、社会的な使命の達成を目的とした民間の非営利組織を指す。

平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法が、略称で NPO 法と呼ばれていることから、同法に基づき法人格を取得した団体（特定非営利活動法人、通称 NPO 法人）を指す場合が大半。

また、法人格の有無や法人格の種類（特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、協同組合など）を問わず、広く民間の立場で、公共的なサービスの提供や社会的課題を解決するために活動する非営利の団体を指す場合もある。

### ○PDCA（マネジメント）サイクル

団体経営や事業推進において、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(行動)の一連の流れの繰り返しの中で、業務改善を図っていくこと。